○利根町振興計画策定委員会設置要項

昭和62年7月16日 告示第2号 改正 平成3年8月21日告示第4号 平成18年3月29日告示第7号 平成19年3月22日告示第10号 平成19年6月27日告示第42号

平成24年5月1日告示第27号 平成29年9月29日告示第52号

(設置)

第1条 利根町振興計画の策定について、必要な事項を協議するため、利 根町振興計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。 (協議事項)

- 第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 振興計画策定についての方針,基本構想,基本計画及び実施計画に 関する事項
 - (2) その他計画策定についての重要な事項 (構成)
- 第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 策定委員会の委員は、教育長及び各課等の長とし、委員長には教育長、 副委員長には総務課長をもってあてる。
- 3 委員長は、策定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

- 第4条 策定委員会の補助機関として次の専門部会を置く。
 - (1) 都市基盤・生活環境部会

- (2) 福祉・保健・医療部会
- (3) 教育·文化部会
- (4) 産業部会
- (5) 町民参画·行政財政部会
- 2 専門部会は、委員長が指名する職員をもって組織し、専門部会ごとに 計画立案作業を行うものとする。

(会議の開催)

- 第5条 会議は、策定委員会にあっては委員長、専門部会にあっては当該 部会長が必要に応じて随時開催するものとする。
- 2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席を求めることができる。

(資料の提出等の依頼)

第6条 策定委員会は、振興計画策定に関し必要と認めたときは、学識経験者、関係行政機関その他関係団体等に対して、資料の提出又は説明若しくは調査を依頼することができる。

(策定に関する施策の報告等)

第7条 委員長は、策定に関する事務の適正な運営を確保するため振興計 画策定に関する状況、会議、施策の調査研究の経過を町長に報告し必要 な方策を講ずるものとする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、企画課において行う。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は,公布の日から施行する。

附 則(平成3年告示第4号)

- この告示は、平成3年9月1日から施行する。 附 則(平成18年告示第7号)
- この告示は、平成18年4月1日から施行する。 附 則(平成19年告示第10号)
- この告示は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(平成19年告示第42号)
- この告示は、公表の日から施行する。 附 則(平成24年告示第27号)
- この告示は、公表の日から施行する。 附 則(平成29年告示第52号)
- この告示は、平成29年10月1日から施行する。